

東京大学外国人留学生特別奨学制度(東大フェローシップ) 平成31年度／令和元年度（4月期）研究奨励費受給者募集要項

1. 目 的

この外国人留学生特別奨学制度は、優秀な私費外国人留学生に対し、その受入れを促進するため、研究奨励費（以下「奨励費」という。）を支給し、本学での学術研究への取組みを支援することを目的とする。

2. 私費外国人留学生の定義

この要項において、「私費外国人留学生」とは、外国人留学生(出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1の4に定める「留学」の在留資格を有する者）で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

3. 受給者の資格

大学院に入学する私費外国人留学生のうち特に優秀な者。（授業料免除の併用は認めない。）ただし、原則として他の奨学金を受給している者及び受給を予定している者は除く。

- (1) 民間奨学団体等奨学金申請者（予定を含む。）の推薦は原則として認めない。
- (2) 日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費の申請を行った者の推薦は妨げないが、本研究奨励費受給者となった場合は、同学習奨励費の受給は辞退することとする。
- (3) 令和元年度後期授業料免除申請者（予定を含む。）の推薦は妨げないが、本研究奨励費受給者となった場合は、授業料免除申請の取下げ手続きを行うこととする。
- (4) 外国人留学生支援基金奨学金の申請を予定している者の推薦は妨げないが、本研究奨励費受給者となった場合は、同外国人留学生支援基金奨学金の受給は辞退することとする。

4. 奨励費の申請

申請者は、所定の時期に書類をもって所属予定の研究科長・学府長・教育部長（以下「部局長」という。）に申請する。

5. 採択人員

1名（2019年4月入学者）

6. 奨励費

B種：月額150,000円

7. 支給期間

東京大学大学院学則第2条に定める標準修業年限。（研究生期間(最長1年間)を含む。）

8. 受給者の決定

部局長は、各部局の割当数枠内で、1.の目的に則って、申請者に対し3.に規定された資格に係る審査を行った上、受給者を決定し本人に通知する。

部局長は、グローバルキャンパス推進本部長（以下「本部長」という）へその結果を報告する。

9. 提出期限・提出書類

提出書類：以下、原本1部、写し1部を提出すること。

- (1) 東京大学外国人留学生特別奨学制度平成30年度研究奨励費申請書
- (2) 東大フェロー選考調書
- (3) 成績証明書（直近のもの）
- (4) 指導教員による推薦書
- (5) 【様式1】銀行振込依頼書

(6) 預金通帳の写し（通帳の表紙の表と裏）

(7) 【様式2】在籍確認報告書（①4～6月分、②7～9月分の計2部提出すること。）

提出期限：令和元7月24日（水）12時【厳守】

1 0. 奨励費の支給方法

奨励費の支給は、在籍確認の上、四半期毎に受給者名義の預金口座に送金する。

1 1. 奨励費の休止及び再開

- (1) 受給者が休学又は1ヵ月以上の欠席（1ヵ月以上にわたり日本を離れる場合も含む。）をする場合には、部局長は速やかにこれを証する書類を本部長に届け出るものとし、本部長はこれに基づき、奨励費の支給を休止する。ただし、休学を伴わない留学、研究指導の委託、学術調査等により本学を離れる場合で、部局長及び指導教員が奨励費の支給継続を認め本部長に届け出た場合は、本部長は奨励費の支給を休止しないことができる。
- (2) 前号の規定により奨励費の支給を休止された者が、その事由が止んだことを証する書類を部局長を経て、本部長に届け出た場合は、本部長はこれに基づき、奨励費の支給を再開することができる。

1 2. 奨励費の支給廃止

受給者が次のいずれかに該当する場合は、部局長は速やかにこれらを証する書類を本部長に届け出るものとし、本部長はこれらを受理した場合は、奨励費の支給を廃止する。

- (1) 退学又は転学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績が不良となったとき。
- (4) 年度毎の研究成果の報告を怠ったとき。
- (5) 奨励費を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 前各号のほか、受給者として適当でない事実があったとき。

1 3. 奨励費の返納

受給者が留学を中断・休止又は受給者として適当でない事実があったときは、既に支給した奨励費の全部又は一部を返納させることができる。

1 4. 奨励費の辞退

受給者は、部局長を経て、奨励費の辞退を申し出ることができる。

1 5. 異動の届出

受給者の住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったときは、部局長は速やかに本部長に届け出なければならない。

1 6. 報告書の提出

受給者は、各年度末に研究経過報告書を所属する部局長の承認を経て、本部長に提出しなければならない。

1 7. 問い合わせ先

教育学研究科 学生支援チーム（国際交流担当）

03-5841-3908 gakuseishien@p.u-tokyo.ac.jp

<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/~edudaiga/index.htm>